

○豊橋市資源化センター余熱利用施設条例施行規則

平成19年9月4日

規則第56号

豊橋市資源化センター余熱利用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市資源化センター余熱利用施設条例（平成17年豊橋市条例第69号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和3年規則60号〕)

(開館時間)

第2条 豊橋市資源化センター余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用券の交付)

第4条 条例第5条の規定により、余熱利用施設を利用しようとする者は、利用料金を納付して、指定管理者が定める利用券の交付を受けなければならない。

2 余熱利用施設の利用については、前項の利用券の交付を受けることにより、承認を受けたものとする。

(一部改正〔令和3年規則60号〕)

(利用券の提示)

第5条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、余熱利用施設を利用するときは、利用券を指定管理者に提示し、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔令和3年規則60号〕)

(利用料金の減免)

第6条 条例第7条の規定により、利用料金を減免することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 免除 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める特別支援学校が行う教育活動又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める福祉施設が行う福祉活動の一環として利用する者及びこれらの者の引率者

(2) 減額 次のいずれかに該当する者

ア 利用する日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）

イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者

(3) 免除又は減額 市長が特別の事情があると認めた者

2 前項第1号に規定する者が利用料金の免除を受けるとき及び同項第3号に規定する者が利用料金の免除又は減額を受けようとするときは、利用料金減免申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項第2号ア及びイに規定する者が利用料金の減額を受けようとするときは、利用券の提示の際、同号アに該当する者にあつては市長が別に定める書類を、同号イに該当する者にあつては同号イに規定する所持品を指定管理者に提示しなければならない。

（一部改正〔平成25年規則31号・30年36号・令和3年60号〕）

（利用後の点検）

第7条 利用者は、条例第13条の規定により、原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（一部改正〔令和3年規則60号〕）

（遵守事項）

第8条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 指定管理者の許可を受けないで、物品を販売し、又は陳列しないこと。

(4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) その他管理上必要な指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成22年規則69号・令和3年60号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(豊橋市出納員等に関する規則の一部改正)

2 豊橋市出納員等に関する規則(昭和39年豊橋市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表環境政策課の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 資源化センター余熱利用施設における使用料の収納に関すること。

附 則(平成22年11月30日規則第69号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条中豊橋市児童福祉法施行細則第11条、別表第1及び別表第2の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第36号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の第4条第1項の規定により交付された回数使用券は、改正後の第4条第1項の規定により交付された回数利用券とみなす。

別記様式（第6条関係）

<p>豊橋市資源化センター余熱利用施設利用料金減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>指定管理者 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名 電 話 ()</p> <p>次の事由のため、利用料金を減額 免除してください。</p>	
利 用 目 的	
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜日)
利 用 時 間	午後 時 分から 午後 時 分まで
利 用 人 数	人 (うち引率者 人)
減免を受けようとする事由	